

第6回教育委員会会議

1 日時 平成31年3月19日 火曜日 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

内藤 和彦 教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

多田 勝哉 総務部長

水口 裕輝 指導部長

樽本 康隆 教育活動支援担当課長

大西 啓嗣 首席指導主事

井上 省三 教務部長

松田 淳至 教職員人事担当課長

栗信雄一郎 教職員人事担当課長代理

窪田 信也 教職員服務・監察担当課長

川本 祥生 政策推進担当部長兼教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に巽委員を指名

(3) 案件

協議題第8号	全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について（その11）
議案第21号	職員の人事について
議案第22号	職員の人事について
議案第23号	職員の人事について
議案第24号	職員の人事について

なお、議案第22号から第24号及び協議題第8号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第21号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

協議題第8号「全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

学校評価に活用している運営に関する計画の全市共通目標について、平成31年度は基本的には平成30年度の内容と同一の指標とする。

指標の活用について、学力に関する指標である、標準化得点を同一母集団で比較し、いずれの学年も前年度より向上させるという指標では、過去2年でいずれの学年も向上した学校は、小学校で15%、17%、中学校で24%、19%である。

全市共通目標から、人事評価や予算配付の指標を設定する際の課題としては、目標達成の難易度が学校の状況によって異なるということがあるが、今後の対策としては、統計学者の専門の方に依頼し、一定階層ごとの目標数値の目安を示した上で設定してもらうことを考えている。

設定する指標については、標準化得点の向上度だけでなく、正答率が低い児童・生徒の割合を減少させることや、正答率が高い児童・生徒の割合を増加させるなど、各学校の課題に沿った目標を立ててもらいたいことを考えていきたい。

小学校の経年調査は大阪市外との比較ができないという課題に関しては、例えば業者への仕様の中に、全国値と比較できるような問題を採用することなどを検討する。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

校長経営戦略支援予算の加算配付について、平成31年度の分は、これまでどおりの加算配付の方式を踏襲して、外部の選定委員による選定を行った上で、選定校に対して予算を配分する。ただし、加算配付の申請内容については、喫緊の課題である学力向上の取り組みに特化することとする。

平成32年度分の加算配付については、学力向上にかかわる目標達成状況に応じてインセンティブを付与するということを検討するが、市会で陳情書が採択されたことも踏まえ、学力だけでなく、安全・安心、あるいは体力も含めて達成状況をインセンティブの要件とするかなど、今後も引き続きそのあり方について検討していく。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

人事評価シートイメージについて、今回新たに副校長、教頭を作成した。ポイントとして、1点目は業績評価と能力評価のウェイト割合で、校長のウェイト配分が40対60、教員のほうが30対70に対し、教頭、副校長は35対65としている。2点目は、業績の欄の目標管理の考え方についてであり、教頭は校長が立てた方針の補佐を行う職務であることから、目標管理の①に学力、体力、②に安心・安全の2項目を設定している。なお、学力、体力に係るウェイト配分について、業績評価、能力評価合わせた合計割合は、校長と同じく40%としている。

事務局が校園長の能力評価項目を評価する手法、及び校園長が教員を評価する手法については、試行実施を4月から始め、試行を行う中で出てくる様々な意見を反映させ、本格実施につなげていきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 全市共通目標の9番目の体力向上にかかる目標について、他の項目と違って「減少」や「増加」ではなく、「設定」となっているのはなぜですか。

【川本部長】 平成29年に始めたときは体力調査の体力合計点を何ポイント上げるという目標を入れていましたが、体力調査自体が6月ぐらいに実施する調査ですので、その年の成果として上げることができないということで、昨年から変更しています。

【大竹委員】 学校がつくった目標に妥当性があるかどうかというのは誰が決めるのですか。

【川本部長】 区担当教育次長が目標について面談をするなどの役目を担っています。

【大竹委員】 誰が決めるということではなく、自主設定になっていて、ハードルが低い高いというところについては次長が見ていて、自分だけで決めているのではないということですね。

【川本部長】 そうです。あと、経年的に成績をまとめたものを区長に提供しており、単年で非常に甘くつけているといったことがないようにしています。

【異委員】 学力、体力の向上のところ、前年度よりも向上させるということは大切だと思いますが、小学校6年生から中学校1年生に上がる時は、学校をまたいで成績を比較するということですか。

【川本部長】 そうです。小学校の経年調査と、中学校のチャレンジテストの違いで、中学校1年生の理科と社会科がありませんでしたので、来年度からは実施する予定にしています。課題として、中学校1年生から私立に行ってしまう子が多いので、母数が変わってしまうということがあるので、データを紐づけした上で、私学に行った子を除くなどの作業をする検討をしています。

【異委員】 いじめの解消とはどういうことを示しますか。

【水口部長】 一昨年度から定義が変わっており、いじめがない状態になって、3カ月間見守りをして、何もなければ解消ということになります。

【異委員】 不登校が増えていることについて、理想は元気に前向きに学校に来てくれるのがよいと思いますが、例えば学校に行くことによってすごく深刻な苦痛を味わうとか、療養が必要という子に対しては、休むことや転校することもありなのかなというふうには思いますので、必ずしも減少させてみんながみんな来てもらうということでもないかなと思います。不登校の原因、要因をしっかりと見ていただいて、場合によっては休養が必要ということもあるかなと思いますね。

【川本部長】 不登校の指標はほぼ振興基本計画と同じになっており、実績は達成できておらず、むしろ増えています。実際に義務教育の機会を確保しましょうという法律ができて、単に登校するというのが目標ではなくなってきましたので、今年度はこういう形でやるにしても、今後振興基本計画から見直しをしなければいけないと思います。

【大竹委員】 校長分の人事評価シートのイメージで、学力でトップ評価のところと最低評価の差は何点になりますか。

【井上部長】 5点満点のうち、業績評価で20%、能力評価で10%ですので、最高1.5点と最低0.3点ということで、最大1.2の差がつくことになります。

【教育長】 今後またイメージしやすいようにしていきます。

議案第21号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、児童への不適切な指導並びに器物破損による懲戒処分であり、被処分者は東淀川区の小学校主務教諭である。

処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給1月とする。

当該教諭は平成30年12月14日、同校6年2組の関係児童を指導した際、丸椅子を蹴り飛ばした上に、関係児童に向けて丸椅子の足を手で折り曲げて見せるなどの威嚇行為や不適切な発言を行った。また、これらの行為により同校の備品である丸椅子1脚を損壊し、使用不可能な状態にした。

本件は、理科室の近くで様子をのぞき見ていた他の児童らが職員室に連絡したことにより、職員室にいた教務主任が駆けつけ、その後教務主任から教頭を介して報告を受けた同校の校長が当該教諭に事実確認を行ったことにより事実が発覚した。

処分量定の考え方について、当該教諭が行った丸椅子を蹴る行為及び丸椅子の曲がった足を折る行為のほか、「かかって来いや」などの発言は、児童への指導や注意喚起等の目的、程度を逸脱した暴言・威嚇行為に該当する。

暴言等に対する処分等の基準により、内容がどの程度悪質であるか、どの程度常習的に繰り返していたか、児童生徒の苦痛がどの程度重篤であるか、の3点について検討したところ、一定の悪質性が認められるものの、常習性は見られず、関係児童の心身への影響は見られないことから、威嚇行為に対する処分量定としては、懲戒処分に至るようなものではないと考える。

しかしながら、その一方で、当該教諭が同校の備品である丸椅子1脚を損壊し、使用不可能な状態にした点は、職員基本条例第28条別表の第49項、故意に職場において物品を損壊させることに該当し、懲戒処分の種類としては減給または戒告が相当とされる場所である。

本件事案では、児童への威嚇行為によるものであるとの点を考慮し、当該教諭への処分量定は減給1月が相当であると考ええる。

処分発令は3月22日とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第22号から議案第24号までを上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第22号は、学校の管理運営の責任者として職責を全うした功績に対する表彰であり、被表彰者は、市教育センター所長の野島敏一ほか1名である。

議案第23号は、事務局の指導主事などの人事異動、議案第24号は、学校園の校園長などの人事異動である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 我々も後継者をいろいろと見るときに、年齢構成における偏りがあるとすると、少し平準化するような格好でやるので、その辺の配慮がされていれば良いと思います。皆さんの年齢構成はよくわかりませんが、平準化しながらやっていくという中で、いろいろなキャリアパスを考えておられれば良いと思います。

【教育長】 以前は大量退職、大量採用を仕方なくですがやっていましたが、数年前からは採用を調整し、できるだけなだらかにしようとしています。

【井上部長】 再任用の校長が増えており、昇任が少し抑えられてしまったというのはネックですが、そのあたりも今後計画的に昇任ができるよう計算しながらやっていきます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
